協 議 項 目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業

項　　目		修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
1 教育委員会会議	定例会開催数	毎月１回開催	毎月１回開催	必要に応じて開催	毎月１回開催
	会議傍聴人規則	な　し	あ　り	あ　り	あ　り
	公布及び施　　行	【施　行】 教育委員会規則は、該当教育委員会規則に施行期日を定めるもののほか公布の日から起算して１０日を経過した日から施行する。	【施　行】 教育委員会規則は、該当教育委員会規則に施行期日を定めるもののほか公布の日から起算して１０日を経過した日から施行する。	【施　行】 教育委員会規則は、該当教育委員会規則に施行期日を定めるもののほか公布の日から施行する。	【施　行】 教育委員会規則は、該当教育委員会規則に施行期日を定めるもののほか公布の日から起算して１０日を経過した日から施行する。
2 施設整備計画	今後の計　画	東小学校体育館改築 牧之郷幼稚園改築 南小学校体育館改築	土肥小学校体育館改築 土肥中学校校舎耐震補強 土肥小学校校舎耐震補強 土肥南小学校体育館 耐震補強 土肥中学校体育館耐震補強 給食センター改築	湯ヶ島小学校体育館 耐震補強 天城中学校体育館改築	給食センター建設 中伊豆中学校体育館改築 中伊豆中学校校舎改築

協 議 項 目		各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業	
項　　目		修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
4 学校給食の実施	調理方式	単独校調理場	共同調理場ウェット方式	共同調理場ドライ方式	共同調理場ウェット方式
	給食運営委員会	設置なし	土肥町給食センター運営委員会	天城湯ヶ島町給食運営委員会	中伊豆町給食運営委員会
		【委員等の構成】 な　　し	【委員等の構成】 ①小・中学校長及び幼稚園長 ②小・中学校及び幼稚園のPTA会長 ③学識経験者 ・定員10人以内	【委員等の構成】 ①小・中学校長 ②小・中学校PTA会長 ③小・中学校医 ④町議会議員 ⑤その他、教育委員会が必要と認めた者	【委員等の構成】 ①小・中学校長 ②小・中学校PTA会長 ③教育委員 ④その他給食に理解のある者及び学識経験者 ・定員15人以内
	給食費	・口座振替 ①小学校　月３９００円 ②中学校　月４６００円	・口座振替 ①小学校　月３９５０円 ②中学校　月４６００円 ③幼稚園　月３０５０円	・口座振替 ①小学校　月３７００円 ②中学校　月４３００円 ③幼稚園　月３１００円	・口座振替 ①小学校　月３９００円 ②中学校　月４５００円

協 議 項 目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業

項　　目		修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
5 学 校 の 設 **置** 及 び 廃 止	各学校の 現　状	【幼稚園】　１園 修善寺町立牧之郷幼稚園	【幼稚園】　2園 土肥町立土肥幼稚園 土肥町立土肥幼稚園 ふじみ園	【幼稚園】　3園 天城湯ヶ島町立 湯ヶ島幼稚園 天城湯ヶ島町立 月ヶ瀬幼稚園 天城湯ヶ島町立 狩野幼稚園	**【幼稚園】** **な　し**
		【小学校】　４校 修善寺町立修善寺小学校 修善寺町立熊坂小学校 修善寺町立東小学校 修善寺町立南小学校	【小学校】　２校 土肥町立土肥小学校 土肥町立南小学校	【小学校】　３校 天城湯ヶ島町立 湯ヶ島小学校 天城湯ヶ島町立 月ヶ瀬小学校 天城湯ヶ島町立狩野小学校	【小学校】　３校 中伊豆町立大見小学校 中伊豆町立大東小学校 中伊豆町立八岳小学校
		【中学校】　１校 修善寺町立修善寺中学校	【中学校】　１校 土肥町立土肥中学校	【中学校】　１校 天城湯ヶ島町立天城中学校	【中学校】　１校 中伊豆町立中伊豆中学校

協 議 項 目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業

項　　目		修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
7 奨学金支給事業	事業の目　的	該当なし	経済的理由により、就学が困難な生徒に対し、学費を貸与し、有能な人材を育成する （町単独事業）	該当なし	該当なし
	貸付金概　要	該当なし	・高等学校 月額１６０００円以内 ・高等専門学校 月額２００００円以内 ・大　　学 月額２００００円以内	該当なし	該当なし
	貸付期間	該当なし	・修学期間	該当なし	該当なし

協 議 項 目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業

項　　目		修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
7 高校生等の通学資金事業	事業の目的	該当なし	該当なし	高等学校へ進学する生徒をもつ保護者の一時的経済負担の軽減を図ることにより、高校生の通学環境を整え、人口の定住化を促進するとともに、青少年に対する高等教育の発展、充実に寄与することを目的とする。	高等学校へ進学する生徒をもつ保護者の一時的経済負担の軽減を図り、青少年に対する高等教育の発展、充実を図る。
	貸与条件	該当なし	該当なし	町内に住基登録のある者の子弟で高等学校、高等職業訓練学校へ通学する者。その者の家族の合計所得金額が、１千万円以下であること	町内に住基登録のある者の子弟で高等学校等へ通学又は下宿や寮を利用する者 その者の家族の合計所得金額が、１千万円以下であること
	貸付金額	該当なし	該当なし	３ヶ月の通学定期代の３分の１の額を月額とする。 また、その１１ヶ月を年額の上限とし、本人の希望により決定する。 下宿、寮を利用している者は、通学した場合の定期代と下宿代を 比較し、どちらか低い額とする。	通学定期代又は下宿・寮を使用する場合は定額経費の７０％を上限として保護者の希望する額。

協 議 項 目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業

項　　目			修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
8 遠距離通学費補助	小学校	補助対象	・最寄のバス停留所から学校前バス停留所まで（バス料金の全額） ・通学距離が４㎞以上の児童	(１)大字土肥地区・大字小土肥地区に在住し、交通機関を利用して土肥小学校に通学する児童（通学距離が４㎞未満の者を除く） (２)大字小下田地区から交通機関を利用して南小学校へ通学する児童	・児童の住居から学校最寄のバス停までの通学距離が２㎞以上の児童	・住居最寄のバス停から学校最寄のバス停までが1.5㎞以上の者 ・バス路線のない場合は、仮区間を設けている。 但し、特定の地域のみ ・要・準要保護対象児童は、保護負担額はなし ・区域外通学児童は補助対象外
		補助金	・６㎞以上でバス定期代の1/３を補助	（１）の場合 ３ヶ月分定期料金×1/3×80/100×11ヶ月 （２）の場合 ３ヶ月分定期料金×1/3×11ヶ月 ＊ウィークデー定期で対応 ＊１円未満切捨	・３ヶ月学生定期乗車券の３分の１の額を１ヶ月とし、1ヶ月の通学費の70%以内とし、年間１１ヶ月を超えないものとする。	・（３ヶ月定期代ー保護者負担額）÷３×１１ヶ月 ・ウィークデー定期代で算出している。
		経費負担	町負担　１０割	町負担　１０割	町負担　１０割	町負担　１０割

協 議 項 目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業

項目			修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
8 遠距離通学補助	中学校	補助対象	・通学距離が６㎞以上	(１）大字土肥地区・大字小土肥地区に在住し、交通機関を利用して土肥中学校に通学する生徒（通学距離が６㎞未満の者を除く） (２）大字八木沢及び小下田地区から交通機関を利用して土肥中学校に通学する生徒	・児童・生徒の住居から学校最寄のバス停までの通学距離が２㎞以上	・住居最寄のバス停から学校最寄のバス停までが2.0㎞以上の者 ・バス路線のない場合は、仮区間を設けている。但し特定の地域のみ ・要・準要保護対象児童は保護者負担額はなし ・区域外通学児童は補助対象外
		補助金	・６㎞以上でバス定期代の1/３を補助	（１）の場合 ３ヶ月分定期料金×1/3×80/100　×11ヶ月 (2）の場合 {３ヶ月分定期料金×1/3-(土肥駅より八木沢駅間の３ヶ月分定期料金×1/3×1/2)}×11ヶ月	・３ヶ月学生定期乗車券の３分の１の額を１ヶ月とし、１ヶ月の通学費の70%以内とし、年間11ヶ月を超えないものとする。	・(３ヶ月定期代ー保護者負担額)÷３×１１ヶ月 ・ウィークデー定期代で算出している
		経費負担	町負担　１０割	町負担　１０割	町負担　１０割	町負担　１０割

協 議 項 目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業

項　　目		修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
9 要保護・準要保護児童生徒の就学援助	概　　要	1支給対象となる経費項目と支給時期 ・学用品費 年3回（各学期末） (学用品・通学用品・校外活動泊無) ・新入学学用品(新1年生) 年1回　(1学期末) ・修学旅行費 年1回　(実施学期末) ・学校給食費 年3回(各学期末) ・医療費　医療券交付に基づきその都度 2支給金額 国の補助基準単価に同じ 3平成13年度の支給対象児童・生徒数 ・小学校27名 (全児童の2．92%) ・中学校18名 (全生徒の3．73%)	1支給対象となる経費項目と支給時期 ・学用品費 年3回（各学期末） (学用品・通学用品・校外活動泊無) ・新入学学用品(新1年生) 年1回　(1学期末) ・修学旅行費　年1回 (小学校6年・中学校3年実施学期末) ・学校給食費 年3回(各学期末) ・医療費　医療券交付に基づきその都度 2支給金額 国の補助基準単価に同じ （修学旅行のみ全額補助） 3平成14年度の支給対象児童・生徒数 ・小学校3名 (全児童の1．07%) ・中学校3名 （全生徒の1．85%）	1支給対象となる経費項目と支給時期 ・学用品費 年3回（各学期末） (学用品・通学用品・校外活動泊無) ・新入学学用品(新1年生) 年1回　(1学期末) ・修学旅行費 年1回(実施学期末) ・学校給食費 年3回（各学期末） ・医療費　医療券交付に基づきその都度 2支給金額 国の補助基準単価に同じ (天城湯ヶ島町の独自部分無) 3平成13年度の支給対象児童・生徒数 ・小学校4名 （全児童の0．85%） ・中学校5名 （全生徒の1．92%）	1支給対象となる経費項目と支給時期 ・学用品費　年3回 (7月・9月1月) (学用品・通学用品・校外活動泊無) ・新入学学用品(新1年生) 年1回　(1学期末) ・修学旅行費 年1回(実施学期末) ・学校給食費 年3回(各学期末) ・医療費　医療券交付に基づきその都度 2支給金額 国の補助基準単価に同じ (中伊豆町の独自部分無) 3平成14年度の支給対象児童・生徒数 ・小学校2名 （全児童の0．42%） ・中学校4名 （全生徒の1．61%）

協 議 項 目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業

参　　考　　法　　令

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、経済的理由によつて就学困難な児童及び生徒について学用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に対し、国が必要な援助を与えることとし、もつて小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

（国の補助）

第二条　国は、市（特別区を含む。）町村が、その区域内に住所を有する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条に規定する学齢児童（以下「児童」という。）又は同法第三十九条第二項に規定する学齢生徒（以下「生徒」という。）の同法第二十二条第一項に規定する保護者（以下「保護者」という。）で次の各号の一に該当するものに対して、学用品若しくはその購入費、児童若しくは生徒の通学に要する交通費又は児童若しくは生徒の修学旅行費を給与する場合には、予算の範囲内において、これに要する経費を補助する。

一　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項 に規定する要保護者（学用品若しくはその購入費又は児童若しくは生徒の通学に要する交通費の給与については、同法第十三条の規定によりその児童又は生徒に係る教育扶助が行われている場合の保護者である者を除く。）

二　生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

（補助の基準及び範囲）

第三条　　前条の規定により国が補助を行う場合の補助の基準及び範囲については、政令で定める。

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令

（法第二条第二号の政令で定める者）

第一条　就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号に規定する政令で定める者は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会が生活保護法（ 昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者とする。

2　省　略

協 議 項 目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業

参　　考　　法　　令

第二条　省略

（学用品に係る補助の基準及び範囲）

第三条　法第二条 の規定による学用品の給与に対する国の補助は、市町村が、同条 に規定する保護者に対して、その保護者が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条に規定する学齢児童（以下「学齢児童」という。）又は同法第三十九条第二項に規定する学齢生徒（以下「学齢生徒」という。）のため購入する必要がある学用品の全部又は一部について現物又はその購入費を給与する場合において、児童が使用する学用品又は生徒が使用する学用品についてそれぞれ文部科学大臣が定める額に、それぞれ第六条第一項の規定により都道府県の教育委員会が各市町村に配分した児童又は生徒の数を乗じて得た額の合計額を限度として、その給与した学用品の価額又は購入費の総額の二分の一について行うものとする。

２　法第二条の規定により国が行なう学用品の給与に対する補助の範囲は、児童又は生徒が通常必要とする学用品の価額又は購入費の額とする。

（通学に要する交通費に係る補助の基準及び範囲）

第四条　法第二条の規定による通学に要する交通費の給与に対する国の補助は、市町村が、同条に規定する保護者に対して、その保護者が学齢児童又は学齢生徒のため負担する必要がある通学に要する交通費のうち次項に規定する補助の範囲のものの全部又は一部を給与する場合において、その給与した通学に要する交通費の総額の二分の一について行なうものとする。

２　法第二条の規定により国が行なう通学に要する交通費の給与に対する補助の範囲は、児童又は生徒が、最も経済的な通常の経路及 び方法により通学する場合の交通費で文部科学大臣が定めるものの額とする。

（修学旅行費に係る補助の基準及び範囲）

第五条　法第二条の規定による修学旅行費の給与に対する国の補助は、市町村が、同条に規定する保護者に対して、その保護者が学齢児童又は学齢生徒のため負担する必要がある修学旅行費のうち次項に規定する補助の範囲のものの全部又は一部を給与する場合において、児童に係る修学旅行費又は生徒に係る修学旅行費についてそれぞれ文部科学大臣が定める額に、それぞれ次条の規定により都道府県の教育委員会が各市町村に配分した児童又は生徒の数を乗じて得た額の合計額を限度として、その給与した修学旅行費の総額の二分の一について行うものとする。

２　法第二条の規定により国が行う修学旅行費の給与に対する補助の範囲は、児童又は生徒が小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）を通じてそれぞれ一回参加する修学旅行に要する経費のうち修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額とする。

協 議 項 目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業

項　　目		修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
10 特殊教育就学奨励事業	概　要	1 支給対象となる経費項目と支給時期 ・学用品費（学用品、通学用品、校外活動泊無） 年3回(7月、9月、1月） ・新入学学用品(新1年生） 年1回（7月） ・学校給食費 年３回（7月、9月、1月） ・通学費 年3回（7月、9月、1月） 2 支給金額 ・国の補助基準単価に同じ 3 平成14年度10月末の支給対象児童 ・平成14年度 小学校3名　中学校6名	15年度土肥中学校に養護学級設置予定	15年度狩野小学校に養護学級設置予定	1 支給対象となる経費項目と支給時期 ・学用品費（学用品,通学用品 ,校外活動泊無） 年3回(7月、9月、1月） ・新入学学用品(新1年生） 年1回　（7月） ・学校給食費 年3回(7月、9月、1月） ・通学費 年３回(7月、9月、1月） 2 支給金額 ・国の補助基準単価に同じ 3 平成14年度10月末の支給対象児童 ・平成14年度　４名

協 議 項 目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業

参　　考　　法　　令

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律

（国及び都道府県の行う就学奨励）

第二条　都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する盲学校、聾学校若しくは養護学校又は当該都道府県の区域内の私立のこれらの学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十二条第一項に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、これらの学校への就学のため必要な経費のうち、これらの学校の小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、これらの学校の高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添に要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。

一　省　略

二　学校給食費

三　通学又は規制に要する交通費及び付添人の付添に要する交通費

四　省　略

五　修学旅行費

六　学用品の購入費

（国の負担）

第四条　国は、第二条第一項の規定により都道府県が支弁する経費の二分の一を負担する。

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行令

（経費の範囲及び算定基準）

第一条　都道府県が、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の規定によりその全部又は一部を支弁すべき経費の範囲及びその算定基準は、次の各号に掲げる経費について、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

一　略

協 議 項 目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業

参　　考　　法　　令

二　学校給食費

　学校給食法 （昭和二十九年法律第百六十号）第六条第二項 に規定する学校給食費又は盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第二条 に規定する学校給食に要する経費で同法第五条第一項に規定する経費以外のものの額

三　通学に要する交通費

　児童又は生徒が、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の額

四～六　略

七　修学旅行費

　児童又は生徒が、小学部、中学部又は高等部を通じてそれぞれ一回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額

八　学用品の購入費

　児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費の額

（経費の支弁の基準）

第二条　都道府県が法第二条第一項の規定により支弁すべき経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

一　文部科学大臣が定めるところにより算定した保護者等（法第二条第一項に規定する「保護者等」をいう。以下同じ。）の属する世帯の収入の額（以下「収入額」という。）が生活保護法 （昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項 の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額（以下「需要額」という。）の一・五倍未満の場合

　小学部又は中学部の児童又は生徒に係る場合は、前条第二号から第八号まで、高等部の生徒に係る場合は、同条第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる経費の全額

二　収入額が需要額の一・五倍以上二・五倍未満の場合

　小学部又は中学部の児童又は生徒に係る場合は、前条第二号から第八号までに掲げる経費の半額、高等部の生徒に係る場合は、同条第一号に掲げる経費の全額並びに同条第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる経費の半額

三　収入額が需要額の二・五倍以上の場合

　小学部又は中学部の児童又は生徒に係る場合は、前条第三号から第五号までに掲げる経費の半額、高等部の生徒に係る場合は、同条第一号に掲げる経費の全部

協 議 項 目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業

項　　目		修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
11 教職員研修参加**補助**	目 的	小中学校教職員の各種研修会への参加負担金(補助)	小中学校教職員研修補助	小中学校教職員の各種研修会への参加負担金(補助)	小中学校教職員研修補助
	概　　要	個人に１人当たり5,000円	教育委員会が土肥町教育研究会と小中学校教職員研修事業の委託契約を結ぶ	個人に１人当たり月300円	町教育研究会へ補助を出し、その中から教職員へ支給
	関連団体	な　し	土肥町教育研究会 委託費： 210,000円	な　し	中伊豆町教育研究会 補助金　　750,000円
12 校外活動等補助	小学校 目　　的	学校外に教育の場を求めて実施する学校行事（修旅行を除く）に対するバス借り上げ料を支払う。	学校外に教育の場を求めて実施する学校行事に対する補助。	学校外に教育の場を求めて実施する学校行事に対する補助。	学校外に教育の場を求めて実施する学校行事（修学旅行を除く）に対するバス代及びキャンプ修練費を補助
	概　　要	平成14年度予算 1,021千円	該当なし	該当なし	平成14年度実績 ・小学校３校 バス代補助　　４０９千円 キャンプ修練費１０１千円

協 議 項 目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業

項　　目			修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
13 校外・部活動等補助	中学校	目　　的	・部活動費補助、 ・学校外で開催される部活動に伴う消耗品、選手派遣費	・部活動費補助 ・学校外で開催される部活動に伴う消耗品、選手派遣費	・部活動費補助 ・学校外で開催される部活動に伴う消耗品、選手派遣費	・部活動費補助 ・学校外で開催される部活動に伴う消耗品、選手派遣費
		概　　要	平成14年度予算 ・対外試合生徒旅費補助金 1,000,000円	1　校外教育活動費 車両借り上げ料 2　校外部活動費 大会　：車両借上料 1,435,000円 練習試合（年12回） ・大会に定められた登録人員(引率する職員を含む)の交通費及び宿泊料 ソフトテニス部 57,000円	平成14年度予算 ・中体連等大会出場旅費 5,000円 ・バス借上料 1,165,000円	平成14年度予算 ・車両借上料 1,350,000円
			・部活動指導補助金 110,000円	・部活動指導補助金 99,000円 (９部活数×11,000円)	・部活動指導対策費 400,000円	・教育活動費 200,000円

協 議 項 目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業

項　　目		修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
14	概　　要	盲・ろう・養護学校入学対象児及び小・中学校養護学級入級対象児童の実態調査・診断並びに適切な就学指導を行う。	盲・ろう・養護学校入学対象児及び小・中学校養護学級入級対象児童の実態調査・診断並びに適切な就学指導を行う。	盲・ろう・養護学校入学対象児及び小・中学校養護学級入級対象児童の実態調査診断並びに適切な就学指導を行う。	盲・ろう・養護学校入学対象児及び小・中学校養護学級入級対象児童の実態調査・診断並びに適切な就学指導を行う。
就学指導委員会	関連団体	【就学指導委員会】 （委員構成） 教育委員 教育長 学校医代表 民生委員 主任児童委員 学校長 園長 保健師 養護学級担任	【就学指導委員会】 （委員構成）　計　８名 医師　1 学識経験者　1 保健師　1 学校関係 (幼、保、小２、中）5	【就学指導委員会】 （委員構成）　計１２ 議会第１委員　2 学校長　4 幼稚園長　1 各幼稚園教諭代表　3 医師　1 保健師　1	【就学指導委員会】 （委員構成）計１５名 教育委員２ 教育長１ 学校医代表２ 主任児童委員２ 学校長４ 園長代表１ 保健師１ 養護学級担任１ 養護教諭代表１
		【報酬】 委員長　5,500円 委　員　5,500円	【報酬】 委員長（半日）4,000円 委　員（半日）3,500円	【報酬】 委員長　6,000円 委　員　5,500円	【報酬】 委員長　5,500円 委　員　5,000円
				【費用弁償】 １日　1,300円	【費用弁償】 半日　1,300円

協 議 項 目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業

項　　目			修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
15 町費臨時教諭等措置事業	常勤講師	事業の目 的	学習が遅れている生徒に対して学習を支援し、学校全体の学習環境を整備する。	学習が遅れている生徒に対して学習を支援し、学校全体の学習環境を整備する。	該当なし	該当なし
		概　　要	小学校図書館司書　１名 学校教員補助　　１名	・土肥中学校での学習指導支援 １４年度実績人員　１名 （10月１日～3月20日） 日額：　10,600円 ・学校休校日は勤務を要しない	該当なし	該当なし
	介助職員	事業の目 的	該当なし	学習遅進児童への支援のため、教員補助者を派遣し、学習環境の充実を図る	該当なし	①養護学級における障害を持つ児童等の指導補助 ②複式学級等における児童等の指導補助
		概　　要	該当なし	・土肥小学校での学習指導支援 １４年度実績人員　１名 (10月1日～3月末日) 賃金：　6,800円	該当なし	①八岳小学校養護学級指導補助 ・14年度実績 補助員1名 ・雇用期間1年、時給870円 ・経費負担： 町 10/10 ②大東小複式学級補助員 ・14年度実績 補助員1名 ・時給：　920円 ・経費負担： 町 1/２ （緊急雇用事業）

協 議 項 目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業

項　　目		修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
16 心の教室相談員事業	概　　要	心の教室相談員は、生徒の悩み相談・話し相手、地域と学校の連携支援、学校の教育活動支援及び教員の相談等を行い、課題の解決に向けての方法・手段等ともに考える。 今年度中学校に配置	心の教室相談員は、生徒の悩み相談・話し相手、地域と学校の連携支援、学校の教育活動支援及び教員の相談等を行い、課題の解決に向けての方法・手段等をともに考える H12年度より中学校に配置	心の教室相談員は、生徒の悩み相談・話し相手、地域と学校の連携支援、学校の教育活動支援及び教員相談等等を行い、課題の解決に向けての方法・手段等をともにえる。 今年度中学校に配置	心の教室相談員は、生徒の悩み相談・話し相手、地域と学校の連携支援、学校の教育活動支援及び教員の相談等を行い、課題の解決に向けての方法・手段等をともに考える。 中学校に１名配置
	負担割合	１県の委託事業　8/10 ２町　　2/10	１県の委託事業 １/２以内 ２　町の単独事業 ・県の事業に上乗せ 町　　１/２以上 （県の事業に上乗せ） 総事業費　　936,000円 （週３日終日） 8,000円×週3日×39週	１県の委託事業　10/10	１県の委託事業　10/10 ２実績が補助金額より上回った際、不足分は町費より 支出予算計上 500,000円
17 教育相談員設置	概　　要	田方教育会館「いじめ１１０番」で教育相談を実施	園・学校・家庭等の要請により家庭を訪問。状況を学校・委員会へ報告	田方教育会館「いじめ１１０番」で教育相談を実施	相談員は、学校における教育相談、児童生徒に係る家庭教育などの相談業務を行う。 毎週木曜日(13:30～16:30)
	負担金	平成１４年度実績 234,000円	町　　10/10	平成１４年度実績 155,000円	町　　10/10

協 議 項 目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業

項　　目		修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
18 ＡＬＴ（Ｅ）派遣事業	概　　要	・修善寺中学校へ常勤配置 ・小学校へは１５年度より４小学校兼任で１名配置予定	・土肥中学校 週４回 **(月･火･水･木)勤務** ・各小学校（２校） 週１回（金）指導 （年間１２回） ・幼稚園（２園） 週１回程度（金）に 年間６回指導	・各小学校（３校） 不定期勤務 週１時間 年間　９６時間	・中伊豆中学校 週５回 （月・火・水・木・金）勤務 ・各小学校（２校） 週１回（木）指導
	事業費	全体事業費　6,400千円	全体事業費　5,116千円 契約切り替え　７月下旬	全体事業費　1,000千円	全体事業費　3,833千円 契約切り替え　８月上旬
19 学校医・学校薬剤師等の委嘱	概　　要	【学校医】 修善寺小学校　１名 熊坂小学校　１名 東小学校・修善寺中学校 １名 南小学校　１名	【学校医】 土肥小学校・南小学校 内科１名・外科１名 土肥中学校 内科１名・外科１名	【学校医】 天城中学校・月ヶ瀬小学校 月ヶ瀬幼稚園　１名 湯ヶ島小学校・ 湯ヶ島幼稚園 1名 狩野小学校・狩野幼稚園 １名	【学校医】 大見小学校　１名 大東小学校　１名 八岳小学校　１名 中伊豆中学校　１名
		【歯科医】 修善寺小学校　１名 熊坂小学校　１名 東小学校　１名 南小学校　１名 修善寺中学校　１名	【歯科医】 土肥小学校・南小学校・ 土肥中学校　1名	【歯科医】 町内全学校、全幼稚園 １名	【歯科医】 大見小学校・大東小学校 ・八岳小学校　１名 中伊豆中学校　１名

項目		修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
19 学校医・学校薬剤師等の委嘱報酬	概要	【薬剤師】 修善寺小学校・東小学校 １名 熊坂小学校　１名 南小学校・修善寺中学校 １名	【薬剤師】　１名	【薬剤師】 天城中学校・月ヶ瀬小学校 ・月ヶ瀬幼稚園　１名 湯ヶ島小学校・狩野小学校 ・湯ヶ島幼稚園・ 狩野幼稚園　１名	【薬剤師】　1名
	報酬	【学校医】 １校につき90,000円 【学校歯科医】 １校につき90,000円 【学校薬剤師】 １校につき20,000円	【学校医】 出役回数×15,000円 【学校歯科医】 出役回数×15,000円 【学校薬剤師】 年報酬　10,000円	【学校医】 日額10,000円 【学校歯科医） 日額10,000円 【学校薬剤師】 日額10,000円	【学校医】 ３名×85,000円 ＝255,000円 【学校歯科医】 小学校(3校分) 75,000円 中学校(1校分) 75,000円 【学校薬剤師】 4校×17,000円＝68,000円
	謝礼	該当なし	該当なし	【学校医】 幼稚園　20,000円×３園 小中学校 50,000円×４校 【学校歯科医】 幼稚園　15,000円×３園 小中学校40,000円×４校 【薬剤師】 幼・小・中 10,000円×７	【学校医】 児童生徒１人あたり50円 【学校歯科医】 児童生徒１人あたり25円
	参考例	函南町の報酬積算方法　（１校あたり単価＋児童・生徒１人あたり単価×人数＝年報酬） 【報酬の積算の例】 ＊内科医・歯科医　(小・中学校)　１校：50,000円＋子ども１人あたり：200円×人数 (幼稚園〉　1園：30,000円＋子ども１人あたり：200円×人数 ＊薬剤師　幼・小・中　１校〈園）：　20,000円			

協 議 項 目		各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業	
項　　目		修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
20 学 校 単 独 補 助 事 業	学校全体の補助金	【学校全体】 ・幼稚園 総合的学習補助金 30,000円 ・小学校 総合的学習補助金 250,000円 ・中学校 総合的学習補助金 155,000円	土肥町教育研究会(事業費1,341,000円)を通して補助 【学校全体】 ・地域人材活用 （幼・小・中で按分） 400,000円 ・小学校　389,000円 小学生1,000円×289人 土肥・戸田小学校陸上交流会 50,000円×２校 ・中学校　262,500円 中学校1,500円×175人	該　当　な　し	【学校全体】 ・講師補助金 （金管指導、体験学習、総合学習） 小学校　600,000円 中学校　100,000円 ・学校誌補助金 (「緑流」学校誌印刷補助） 中学校　100,000円
	教職員の補助金	【教職員】 ・小学校 修学旅行引率 10,000円×１４人 ＝140,000円 ・中学校 生徒指導補助金 155,000円 進路指導補助金 80,000円 部活動指導補助金 110,000円 修学旅行引率 20,000円×１2人 ＝240,000円	【教職員】 ・教員研修：　50,000円 ・部活動指導（中学） 11,000×９人 ・生徒指導　72,000円 ・進路指導（中学） 50,000円×１２ ＝600,000円	【教職員】 ・中学校 生徒指導費対策費 80,000円 進路指導費対策費 80,000円 部活動指導対策費 400,000円 講師謝礼 75,000円	【教職員】 ・緊急移送謝礼 けが人移送 1件 500円 小・中４校×15,000円 ＝ 60,000円 ・行事指導謝礼 町行事参加指導 小学　100,000円 中学　50,000円 ・教育活動費補助金 (生徒指導,進路指導,部活動指導) 中学　472,000円

協 議 項 目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業

項　　目		修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
21 就 園 援 助	目　的	家庭の所得状況に応じて保護者の経済負担の軽減を図る。	該　当　な　し	該　当　な　し	該　当　な　し
	対象者	修善寺町に住所を有し、当該年度の６月１日現在において、幼稚園に在園させている家庭で次に該当する者 ・生活保護法の規定による保護を受けている世帯 ・当該年度に納付すべき町民税非課税世帯 ・当該年度に納付すべき町民税所得割非課税世帯	該　当　な　し	該　当　な　し	該　当　な　し
	減免金額	２０,０００円 事業負担は、約１/3国負担	該　当　な　し	該　当　な　し	該　当　な　し

協 議 項 目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業

項　　目		修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
22 教職員住宅	入　居 対象者	該　当　な　し	土肥町立小中学校に勤務する教員・事務職員。 ただし、教育長が認めた者はこの限りではない	該　当　な　し	中伊豆町立小中学校に勤務する教員　・事務職員。 ただし、空き室がある場合は、教員・事務職員以外も対象となる。また、同上の場合中伊豆町以外に近隣の町立の学校教員についても入居を特例で認める。
	家　　賃	該　当　な　し	・１ヶ月　５,０００円	該　当　な　し	世帯用　１ヶ月　6,000円 単身用　１ヶ月　5,000円 ・町外に勤務している者は、上記の金額に3,000円を加算する。 ・町長が特別と認めた場合は、別途金額を定める ・共同施設の電気料（年間5,000円)を別に負担する
	使用料 助 成	該　当　な　し	＊土肥町立小中学校教職員の住宅使用料助成要綱 【目的】 土肥町教職員住宅に入居することができない小中学校に勤務する教職員の住宅使用料を助成する。 【助成額】 （教育委員会が指定した住宅の月額使用料－土肥町教職員住宅の月額使用料－住居手当）×賃貸契約月数	該　当　な　し	該　当　な　し

協 議 項 目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業

項　　目		修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
23 幼稚園事業	入園対象	満３歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児	満３歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児	満３歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児	該　当　な　し
	保育時間	８：３０～１４：３０	８：３０～１４：００ （午前８時から午後３時において園長が定める） ・預かり保育 保護者希望者のみ １４：００～１５：３０	（月・火・木・金曜日） ８：３０～１４：００ ＊希望者には延長保育あり ～１５：００ 水曜日 ８：３０～１３：００	該　当　な　し
	給　　食	給食なし	４・５歳児は給食 （月額３,０５０円） ３歳児は弁当	３・４・５歳児給食 （月額３,１００円）	該　当　な　し
	入園料	入園時　１人　1,000円	なし	入園時　１人1,000円	該　当　な　し
	授業料	５歳児　月額　5,000円 ４歳児　月額　5,000円 ３歳児　月額　5,000円	５歳児　月額　5,000円 ４歳児　月額　5,000円 ３歳児　月額　5,000円	５歳児　月額　4,500円 ４歳児　月額　5,000円 ３歳児　月額　5,500円	該　当　な　し

協 議 項 目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	学校教育事業

項　　目		修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
24 学 校 保 健 **会** 事 業 補 助	学　校 保健会 負担金	小中学生1人あたり負担金 ：70円 【14年度実績】 小学生＋中学生 926人 ＋ 482人＝1,408人 1,408人×70円＝98,550円	小中学生1人あたり負担金 ：70円 【１４年度実績】 小学生＋中学生 282人＋162人＝444人 444人×70円＝31,080円	小中学生1人あたり負担金 ：70円 【１３年度実績】 小学生＋中学生 472人＋260人＝732人 732人×70円＝51,240円	小中学生1人あたり負担金 ：70円 【１４年度実績】 小学生＋中学生 481人＋245人＝726人 726人×70円＝50,820円
	災害共 済掛金	日本体育・学校健康センター 【１４年度実績】 小学校　804,220円 中学校　417,370円 幼稚園　10,130円	日本体育・学校健康センター 【１４年度実績】 小学校　245,195円 中学校　140,520円 幼稚園　29,205円	日本体育・学校健康センター 【１４年度実績】 小学校　412,580円 中学校　226,660円 幼稚園　52,805円	日本体育・学校健康センター 【１４年度実績】 小学校　415,625円 中学校　214,375円
		【掛金負担割合】 保護者負担　町負担 小学校　350円　525円 中学校　350円　525円 幼稚園　120円　175円	【掛金負担割合】 保護者負担　町負担 小学校　350円　525円 中学校　350円　525円 幼稚園　95円　200円	【掛金負担割合】 保護者負担　町負担 小学校　350円　525円 中学校　350円　525円 幼稚園　177円　118円	【掛金負担割合】 保護者負担　町負担 小学校　440円　435円 中学校　440円　435円